第明治三十五種郵便物認可

△

［1・11　略］

［14～16　略］

17　「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B + C + D + E}{5{,}700\text{円} \times A}$$

5,700円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した額

算式

6,500千円×b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}

（b_2×b_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

b_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\alpha - 1$）×0.866＋1

［略］

b_4　札幌市にあつては0.009、その他の指定都市にあつては0.000

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,564千円×c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}

（c_2×c_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

c_4　札幌市にあつては0.009、その他の指定都市にあつては0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

6,394千円×（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.19）×d_3}／（d_1＋d_2）+d_5］

d_1×（d_3×d_4）、（d_2×1.19）、（d_2×1.19）×d_3又は（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.19）×d_3}／（d_1＋d_2）＋d_5］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（d_3×d_4）又は{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.19）×d_3}／（d_1＋d_2）に小数点

○

［1・11　同上］

［14～16　同上］

17　「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B + C + D + E}{5{,}290\text{円} \times A}$$

5,290円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した額

算式

6,615千円×b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}

（b_2×b_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

b_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（$\alpha - 1$）×0.858＋1

［同左］

b_4　札幌市にあつては0.008、その他の指定都市にあつては0.000

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,689千円×c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}

（c_2×c_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

c_4　札幌市にあつては0.008、その他の指定都市にあつては0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

6,479千円×（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.17）×d_3}／（d_1＋d_2）+d_5］

d_1×（d_3×d_4）、（d_2×1.17）、（d_2×1.17）×d_3又は（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.17）×d_3}／（d_1＋d_2）＋d_5］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（d_3×d_4）又は{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.17）×d_3}／（d_1＋d_2）に小数点